

山梨県と南部町との
子育て世代の住環境の整備及び効果検証に関する協定書

令和7年3月28日

山梨県(以下「甲」という。)と南部町(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携及び協力により実施する子育て世代の住環境の整備をモデルとし、その成果の全県への展開を通じて、本県の人口減少危機対策と地域活性化に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

(1) 子育て世代の住環境の整備及び効果検証に関すること

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれからも特段の意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。なお、協定の見直しが必要な場合は、甲及び乙による協議の場を設けることとする。

(疑義等の処理)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各々1通を保有する。

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県
山 梨 県 知 事

長崎幸太郎

乙 山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2
南部町
南 部 町 長

佐野和広